

LEGAL REPORT

「H18 改正消費者契約法の事業活動への影響」

2007.07.30



猪木・手島法律事務所
弁護士 猪木 健二

□弁護士登録 平成4年4月
(登録番号 22432)

□事務所設立 平成7年4月

□主な経歴

S39.07.03 岡山市生まれ

S58.03 芳泉高校卒

S62.03 岡山大学法学部卒

H01 司法試験合格

H02.04 司法研修所入所

H04.04 弁護士登録

H07.04 猪木法律事務所開設

H13. 岡山弁護士会住宅紛争
審査会・紛争処理委員
登録

H14.02.01 ~ 岡山県建設工事紛争
審査委員

H17.04. 岡山弁護士会副会長

H18.05. ~ 日弁連 ADR 委員会委
員

H18.08. ~ 手島弁護士と事務所合
併「猪木・手島法律事
務所」に

■ 相談事例から

消費者団体を名乗る A から、B 社が使用している契約条項「理由の如何を問わず当社は一切の責任を負いません」について、変更を求める文書が届きました。変更を拒否した場合は消費者団体訴訟制度に基づき差止訴訟を提起することが記載されていました。

どのように対処したらよいでしょうか。

■ 消費者団体訴訟とは

消費者契約法が平成18年に改正され、平成19年6月7日から施行されています。そして、改正法の中で、消費者団体訴訟制度が導入されています。

これは、従来存在しなかった全く新しい訴訟の形態であり、以下のような特徴があります。

1) 消費者の被害の発生という個別紛争を前提としていないこと

個別の被害の発生と、その事後的な救済という従来の裁判システムでは、被害額が訴訟コストに見合わないことも多く泣き寝入りが

みられたことから、同種の消費者被害の拡大を防止できないことが多くありました。

そこで、個別具体的な損害の発生を前提としない一般的な差止請求権を規定しました。

2) 原告には、消費者利益を代表するものとして一定の消費者団体が予定されていること

内閣総理大臣による認定を受けた団体だけが、消費者団体訴訟を提起できます。そして、認定対象となるのは、特定非営利法人、一般社団法人、一般財団法人に限られます。

その他、認定のための要件が色々ありますが、当該団体が認定団体か否かは、内閣府のホームページで参照することができます。

現在、岡山県内でも認定を受けるべく準備を進めている団体があります。

■ 業務への影響 (1)

このような団体訴権の導入に先立って、すでに消費者団体の活動が活発になっています。

例えば、英会話学校の清算金規定について、消費者機構日本（COJ）が事業者に改善を申し入れ、さらに行政に働きかけた結果、経産省による一部業務停止処分がなされた例があります。

実は、消費者団体訴訟における提訴の前には書面による事前請求が必要とされています（消費者契約法41条）。

今後、認定団体、あるいは認定予定団体から書面による請求が増えてくることが予想されます。

■ 事業への影響（2）

従来の訴訟制度では、判決の効力は原告と被告、つまり訴訟当事者にのみ及ぶというのが原則でした。

しかし、消費者団体訴訟における差止判決が認容された場合、その判決の効力は、訴訟に関与していない契約者全員に及びます。

そうすると、事業者としては、契約書の変更の通知や無効な契約条項に基づく取り扱いをした者に対する対応など、膨大なコストが発生します。

しかも、差止訴訟の結果は、制度上広く公表されることとなっているため、差止請求が認容された場合、企業イメージも損なわれかねません。

消費者との契約について、消費者契約法などとの整合性、適法性を厳密にチェックをする必要がでてくるでしょう。

■ 相談への回答

冒頭の相談に戻ります。

まず、A社は消費者団体訴訟を提起できる認定団体なのでしょうか。内閣府のホームページで調べる必要があります。

なお、認定消費者団体は差し止め請求に係る相手から、その差し止め請求の行使に関し、寄付金、賛助金その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産時用の利益を受けてはならないとされています（ただし若干の例外あり）。

従って、A団体が金銭の要求をしてくるようであれば、認定団体ではないと考えて間違いないでしょう。

しかし、仮に、認定団体で無かったとしても、他の認定団体が差止請求をしてくる可能性も否定できません。この際、契約書の各条項の見直しをお勧めします。

実は「理由の如何を問わず当社は一切の責任を負いません」という条項は、消費者契約法8条1項1号に違反します。即ち、同条の1項柱書きと1号には以下のように記載されていま

す。

「次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする

一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」

たとえそれが、クレーム対策としての契約条項であり、通常のクレームには賠償を含めて対応していたとしても、そのことと差止請求の対象になるか否かは別問題であることを認識する必要があります。

そこで、当該条項は全文削除するか、表現を改める必要があるでしょう。

■ その他

H18改正消費者契約法については、日弁連夏期研修（中国地区）のテーマとして取り上げられました。

本レポートも、その研修によるところが大きいことを付記します。

2007.7.30